

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期青少年問題協議会 第 5 回定例協議会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 6 年 9 月 9 日（月）午後 1 時 00 分～午後 14 時 30 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 議員協議会室
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事 (1)「豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度)」計画案の 中間報告</p> <p>3 報 告 (1)「としま子どもの権利相談室」の運営状況について (2) 青少年育成運動の基本方針（令和 6・7 年度）</p> <p>4 閉 会</p>
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、宮島甲児、安井祐司、豊島佳代子、白熊千鶴子、戸井田周一、稲垣昌弘、小林豊茂、松田文子、松田晴行、井上幸一、根岸光洋、川瀬さなえ、金子智雄
	常任幹事	子ども家庭部長、子ども若者課長、児童相談所長、教育部長、治安対策担当課長、生活福祉課長、福祉総務課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、自立促進担当課長、健康推進課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、保育政策担当課長、保育支援担当課長、庶務課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長、指導課長、巣鴨警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、目白警察署生活安全課長、巣鴨少年センター主査
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」検討資料 ・資料2 子ども基本法（令和4年法律第77号）について ・資料3 子ども・若者等の意見反映について ・資料4 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について ・資料5 青少年育成運動の基本方針（令和6・7年度） ・参考資料1 第4回定例協議会において委員の皆様からいただいた御意見について ・参考資料2 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の策定スケジュール ・参考資料3 豊島区青少年問題協議会条例（昭和31年3月10日付条例第4号） ・参考資料4 豊島区青少年問題協議会要綱（平成18年11月1日付子ども家庭部長決定） ・参考資料5 第32期青少年問題協議会委員・常任幹事名簿
------	---

審 議 経 過

1 開 会

2 議 事

(1)「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」計画案の中間報告（資料1）

会 長： 本日の議事は、豊島区子ども若者総合計画令和7年度から11年度の計画案の中間報告とになります。

事務局： （事務局より資料2・資料3に基づき説明）

（続いて、事務局より資料1に基づき説明）

会 長： 本日の議事は、前回の協議会でご意見をいただいたものを反映させて、バージョンアップさせた豊島区子ども・若者総合計画の中間報告ということになります。
こども基本法の制定、こども大綱についても今回の総合計画の背景としてとても大事なことです。豊島区は、国の動きに先立ち2001年に豊島区青少年問題協議会が、青少年の最重要課題として子どもの権利擁護の仕組み作りを答申したり、2003年には、子どもの権利

条例の制定が重要だと答申しています。

国や都の動きも重要ですが、青少年問題協議会が主体的に、子どもや若者の置かれた状況を改善するために取り組んで、児童相談所もかなり早期に設置しました。そのような歴史的な積み重ねがあります。もう一つが、子どもや若者等の意見反映という意義について、意見反映の基盤としては、子どもであっても自身に関係することについて、本人の意見を聞くことなく決められるのはおかしいという考え方があります。

子どもの権利条約にはそれを具体化するために、意見表明権が子どもの権利としてあり、どう具体化していくかが次期の計画では問われると思います。

具体化の仕方はいろいろあると思いますが、やはり子どもの自己決定の問題であり、子どもがいろんなことを自分で決めながら、成長していくということもあると思います。

あるいは、子どもにも民主主義を拡張していくような視点もあるかもしれません。

自分自身に関係することについて、本人の意見をしっかりと聞きながら決めていこうということで、次期計画や施策に対する反映、居場所においても子どもの意見を聞きながら、より良い居場所を作っていくといった取組を、豊島区は既に行っていることを報告いただきました。

そのような考え方が基盤になって計画を作り上げていくのですが、そのときには今の子どもや若者や子育て当事者が、どういう状況に置かれているのかをしっかりと受けとめることも大事です。

私が資料を見ながら感じたことですが、46・47 ページに若者の意識や意向が示されています。生きづらさを感じている若者がとても増えていると思うのですが、人が生きづらさを感じる感覚を簡潔に表現するとしたら、孤独感や不安感や無力感などが挙げられると思います。

例えば 46 ページの左上に、「あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか」という質問に、そう思う、どちらかといえば、そう思うという若者が 2 割ぐらいいて、これは孤独感に繋がる課題かと思いますし、「自分は周りから取り残されていると思いますか」という質問も 2 割ぐらいの若者がそう思う、どちらかといえば、そう思うと回答していて、これは不安感に繋がりますし、「自分はひとりぼっちだと思いますか」の質問の孤独感もあります。47 ページの右下の「自分が役に立たないと強く感じているか」という質問にも、そう思う、どちらかといえばそう思うが 40% ぐらいを占めていて、社会的な無力感のところに関わるのかと思います。そのような結果を改善するために、どう計画に施策として盛り込むのがとても問われているなと思っています。子どもや若者と関わられていて、何か感じられていることがあればご意見等を出していただきたいと思います。

また、55 ページ、今回の計画の基本理念ですが、「子ども若者とともにつくる自分らしく成長できるまち豊島区」ということで、「子ども若者とともにつくる」という表現に、子どもの権利の視点、子どもの意見表明権や参加権がわかりやすく反映されていますが、まだ全国的に子どもの権利条例を持っている自治体は 70 弱で、豊島区内でも、子どもの権利に対する認知度はそれほど高くありません。

施策として権利の視点をたくさん盛り込んでいますが、基本理念にもまだ権利という言葉を残していく意義もあるかなと感じています。

最後のページの第 6 章の 3 ページです。

4 子ども等の意見反映（調整中）となっています。この計画自体、子どもの意見を聞きながら作り上げていきますので、単なる計画作りではなく、子どもの意見を日々しっかりと受け止め、子どもが自分の意見を形成したり表明したり、それをフィードバックされながら、自分らしく生きていけるということの後押ししたいと思いますので、子ども等の意見反映ということで、どういう取組があればよいかのご意見があればお願いしたいと思います。

委員： 子どもたちのいじめの問題、不登校の問題、それから外国籍の子どもの問題等いろいろ網羅されて取り上げていただいています。その所管は教育委員会が主体ですが、教育センターや児童相談センターも充実してきていますが、人やお金の面でもっと充実すればさらに良くなるなどと思っています。それとは別に、最終ページの3にネットワークのイメージ図がありますが、単に男女だけのイメージや男性だけ、女性だけの表現ではなく、外国籍の方も含めあらゆる多様性のあるバランスの良い表現のイメージ図にすることが必要だと思いました。

会長： そうですね、ジェンダーバランス等も含め、偏りなく表現していただくとよいと思います。他にはいかがでしょうか。

委員： 千登世橋中学校の者です。報告書を拝見して、「全ての子どもに」と言っていますが、この10年間ほどで障害のあるお子さんには、各部署において経済的にはかなり支援されていますが、近年は外国籍の在住が約2倍に増えています。そのような状況でも支援としては教育委員会の中では通訳派遣ぐらいしかありません。学校には、一時は中国と韓国籍の生徒ぐらいしかいませんでしたが、現在はネパールやベトナム籍の生徒が大変増えてきている状況です。教育現場では外国籍の生徒に対して支援していただける部署がありません。この報告書を見ても、就学援助の世帯数や障害手帳を持っている方の数はこの統計で見ると平成26年からの10年間では、ほぼ数は変わっていないし、全額補助するような生活の方は減っています。ところが外国籍の人口は新宿はじめ豊島区にも大勢います。外国籍の子どもたちの家庭は困窮していたり、親は早くから日本にいたけれども、突然日本に連れてこられた子どもたちのいる家庭が増えた中で、今学期も9月から日本語が全く話せない、英語も多少しか話せないようなネパールやベトナム籍の子どもが入学してきました。通訳派遣を頼んでも数が足りない中で、地域の民生委員や主任児童委員の方が、とても手厚く家庭の保護や通訳をしてくださっている状況なので、子どもの権利が全ての子どもに対するというのであれば、外国籍の子どもにもやはり一定の期間、日本で生活できる最低の生活習慣や言語の取得の支援をしていかなければいけないと思います。

障害のある子どもや経済的不安定な家庭への支援はありますが、日本での楽しい生活、日本っていいなと思ってもらえるように、日本に来たばかりの外国籍の子どもに対しても、もう少し手厚い支援を考えていただきたいです。学校や保育園もそうだと思いますが、小・中学校の外国籍の子どもを受け入れた義務教育の現場は大変苦慮しています。

会長： 大変重要なお意見ありがとうございます。この計画の14ページと15ページ目に外国人住

民の割合等が示されていますが、在日外国人の子どもの支援は、豊島区の地域性が表れてきた課題だと思います。そういった子どもたちの意見もしっかり聞きながら、教育のみに任せるとはならず、教育も福祉もしっかり連携し対応していくことが重点的な課題として、次期の計画に位置付けていく必要性が大変高いと思います。

事務局： 今いただいたご意見等も踏まえ、関連する所管等との調整をしていきたいと考えております。

会長： ありがとうございます。計画にも誰1人取り残さないという目標が示されていますのでこれをしっかりと具体化していける施策として、外国にルーツを持つ子どもの支援を施策としても位置づけることが大事だと思います。

委員： 中学校のPTAをしています。校長先生が言われたように外国籍やマイノリティの方に関連して支援学級というのがあります。支援学級の生徒さんは、なかなか自分では意思表示できない部分があり、何を考えているのかというのは、保護者や先生方を通してしか伝えることができない状況の中で、支援学級の生徒の意見や声を届けられるような場所も必要だと実感しています。

会長： やはり子どもの意見を聞くということを、重要な取組として位置づけていく中でいろいろ示唆を与えていただけの事例だと思います。意見というと、何か自分の考えや思いを対面的にコミュニケーションしながら伝えることと捉えられがちですが、障害のある子どもや乳幼児も含めて、しっかりと意見を受けとめる大切さがあります。この計画にも、第6章の3番の子ども等の意見反映にどういう子どもたちがいて、どのように意見を受けとめ、それをしっかりと尊重しながら、さらに子どもに対してフィードバックしていくのかということにしっかりと取組めればと感じました。外国籍の子どもの意見や、乳幼児の子どもの意見、意見を伝えづらい子どもの意見もしっかりと受けとめていくことの大切さがあります。

委員： 小学校のPTAをしております。対象となる児童というのは18歳と書いてありましたが、その方々の直近の自殺者数と、自殺未遂者数が増えてきているのかという質問と、80ページにある安心して子どもを産む環境作りができていると思う保護者の割合、これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合、88ページの保育施設や幼稚園での保育教育が充実していると思う保護者の割合が直近で増えているのかどうかを知りたいです。

会長： まず自殺者数については25ページです。やはりコロナなどをきっかけにして、子どもや若者や女性の自殺者数が増えていることが全国的に言われていますが、豊島区の状況は何かデータありますか。

事務局： データは25ページのところに自殺者数の推移ということが記載されています。

平成 25 年から令和 3 年までで 19 歳までのところでは、直近の令和 2 年、3 年は 3 件 2 件というような状況です。未遂者数は事務局では把握できておりません。数字等につきましては、所管と調整をして最新の数字がわかるようにしたいと思います。

委員： 自殺者数の前段階の未遂者数の数字が把握できれば、その数字が改善されていけばよいのかなと思っています。また保護者が安心して豊島区で子ども育てていく、いきたいと思っている人の割合が増えていけばよいのかと思いました。

会長： 豊島区で子育てをしたいと感じる人の割合は、この計画の効果を見るときに柱になる指標になると思います。その経年変化を追っていくことが、どれだけ状況の改善を促したのかを確認することに役立つと思います。

事務局： 80 ページにある安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合は現況が 62.5%となっていますが、平成 30 年度の調査が 40.9%となっていましたので、令和 5 年度に実施した調査で 21.6 ポイント向上したという結果が出ております。前回の第 4 回の定例協議会で現在の計画の進捗を測る指標の達成状況については平成 30 年度と令和 5 年度での結果を示しています。

会長： 項目によっては、経年変化を見ながら確認していくことになると思います。どれだけサービスや支援を行っているのかという提供者側の視点ではなく、支援を受け、利用している子育ての当事者、保護者や子どもや若者たちがどのような状態になったのかということを見ていくことが大事だと思います。この計画では、子ども・若者の居場所を一つの政策として位置づけています。例えば 45 ページのこれは若者の居場所ですが、あなたにとって居場所はどこですか、という質問に自分の部屋と答える方が 8 割以上占めていて、次に学校や職場や地域やネット空間と示されています。居場所は二種類があると思っていて、疲れたときにはやはり 1 人になれるような自分の部屋があがってきますけれども、自分の存在が周囲の人から認められる、頼りにされたり、自分らしさを認められたりする居場所がもう一つあり、それは地域での居場所や職場や学校等もそうかもしれません。そのような居場所が大事だと思いますが、なかなか地域の居場所はコロナの影響などもあったからなのか、当てはまる、どちらかという当てはまるという割合としては少ない状況で、地域の中での自分の存在が認められるような人との繋がりの中で、自分の力が発揮できるような居場所作りは大事だと感じています。豊島区では、地域で子どもや若者の置かれている状況で何か感じられることはありますか。

委員： 区民ひろばは、4・5・6 年生と中学生はあまり来ていませんが、子どもスキップには 1 年から 3 年生が自由に通ってきています。最近ひろばで居場所を見つけているのかなと感じます。保護者の方が働いていて、家に帰っても暗い部屋で 1 人ポツンと親の帰ってくるのを待っている子どもなら、家で 1 人であるより、ひろばでみんなと一緒に騒いでくれた方がいいかなと思って、声をかけて

いるので、ひろばを居場所として使ってくれていますし、校庭開放しているところでは、運動場を使って遊んでいることもあります。それよりも、少数の家の中で閉じこもっている子どもを、どうすればよいのかというのが見つけづらく、そこが一番心配です。

会 長： そういう家庭に引き込まざるを得ない子どもたちにどう繋がっていくかのアウトリーチや、気軽に行ける居場所を作り出すといった取組、外国にルーツのある子どもや発達障害のある子どもの意見をどう聞くのかという話と同様に、やはり厳しい苦しい状況にある子どもたちに、どう具体的な支援を届けるのかが共通した課題だと感じました。

委 員： 昔、私の地域には高田小学校がありそこが閉校になり、雑司が谷丘の上テラスという施設ができました。放課後には子どもたちが集まり、宿題をしたり、みんなでおしゃべりしたりするスペースができたので大盛況です。やはり喫茶店などに行けばお金もかかるし、いろいろ誘惑も多いですけど、そのような施設にはたくさん人が集り情報交換をしています。そういう施設が他の地域でもたくさんできるといいと思います。

会 長： やはり子どもや若者が、気兼ねなく集える居場所を地域にまんべんなく、豊島区の中に作っていくこともとても大事だと思いますので、そのような先進的な事例を共有しながら、新しい居場所を作りだすような方向にできればよいと思います。

委 員： 区議会議員です。私が地域での活動するときには、若い世代の女の子と接することが多いのですが、ファミレスやスタバや、繁華街の駅で何人かの女友達たちとお喋りすることが居場所になっていて、自分が安心できたりとか、楽しいという声をよく聞きます。ただこのように実際にデータで出ると、見えてこない部分があるなと感じました。それもそうなのかなと思ったのが 27 ページのアンケートの調査概要を見ると、保護者や子どもたちにアンケートを実施した配布数が限定されているし、その回収率を見るとそんなに高くありません。ですからこのようなデータや数字が出てくるし、見えてこない部分もあるのかなと感じました。ここでご意見をいただき校長先生や地域の方や保護者の方など、子どもたちと現場でしっかりと向き合っている方のご意見というのが生の声なのかというふうに感じています。こういったデータがアンケート結果として出てくると、見えてこないところに本当の子どもの意見や、考えがあるのでないか感じたところです。

会 長： こちらのアンケート調査結果が、この計画を策定する上では一つの根拠になるのですが、ここには見えてこない部分や、今日いただいた意見も根拠にしながら、計画を作り上げていくということは大事にしていきたいと思います。また、居場所は与えられるものではなく、自分から選び出すものなので、子どもたち自身に聞きながら作り上げていくことが極めて重要になってくると思いました。1人1人のいろいろな状況に置かれている子どもたちの声をこの計画に反映させ、そこに届けられる支援にするのかが、今日の共通した課題として出てきました。一方で居場所作りの中で、子どもや若者たちが気兼ねなく集まって交流できる場所もあるとお聞きましたので、それをどう展開していけばよいのかを、今後さらに議論を深めながら、全ての子どもや若者や、子育て当事者に届くような施策の盛り

込まれた計画にしていく必要があると強く実感いたしました。

次が報告事項ということになります。「としま子どもの権利相談室の運営状況」、及び「青少年育成運動の基本方針、令和6・7年度」の二つについてまとめてご説明をお願いいたします。

事務局： （事務局より、資料4に基づき説明）

会長： ありがとうございました。それでは、今日いただいた意見は、この計画書の計画の基本理念の前の部分に、豊島区の子ども若者と家庭を取り巻く状況について、少し総括した文章を入れたいと思っていますので、生かすことができれば思っています。
以上で終了となります。

【 以上 】